

第3次袋井市総合計画 前期基本計画 総合戦略編について

- 第3次袋井市総合計画 前期基本計画 総合戦略編の概要について説明するもの

袋井市 企画部 企画政策課

1.総合戦略編の意義、目的

2.総合戦略編の概要

3.appendix

第3次袋井市総合計画の構成と計画期間について

- 総合計画の計画体系は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。
- 「基本構想」は、まちの将来像やまちづくりの基本目標を定めるもので、計画期間は10年とします。
- 「基本計画」は、基本構想の実現のために取り組む施策の体系を定めるもので、計画期間は前期5年、後期5年とします。
- 「実施計画」は、基本計画に基づく個別の事業を定めるもので、計画期間は3年とします。将来の財政状況の見通しと整合を図りつつ、期間中に取り組む事業を位置づけ、社会経済状況の変化を踏まえ、毎年度改訂を行います。

第3次袋井市総合計画の計画体系は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

➤ 基本構想 令和7年3月策定

基本構想は、まちの将来像やまちづくりの目標を定めるものです。計画期間は10年。
平成28年に制定した「袋井市日本一健康文化都市条例」に掲げている「日本一健康文化都市」をまちづくりの普遍的な理念として整理します。

➤ 基本計画 令和7年12月策定

基本計画は、基本構想の実現に向けて実施する施策の体系や方向性を定めるものです。
計画期間は前期5年、後期5年。

➤ 実施計画(3か年推進計画) 毎年策定

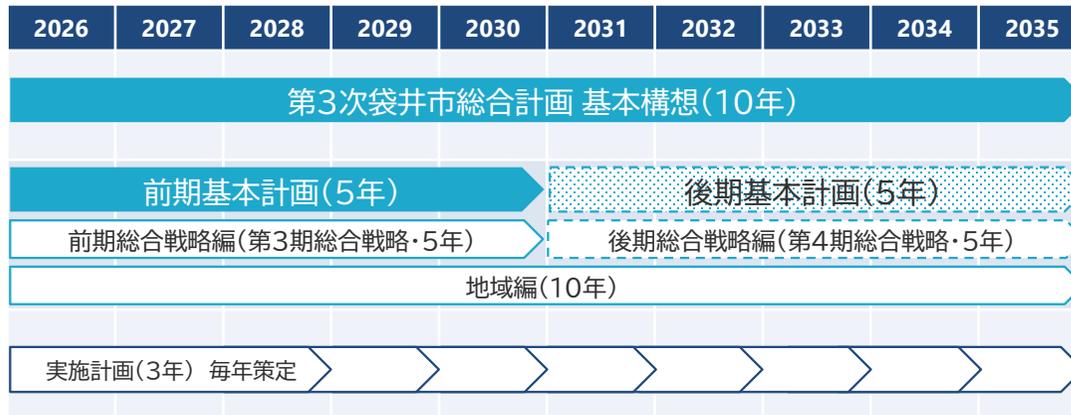
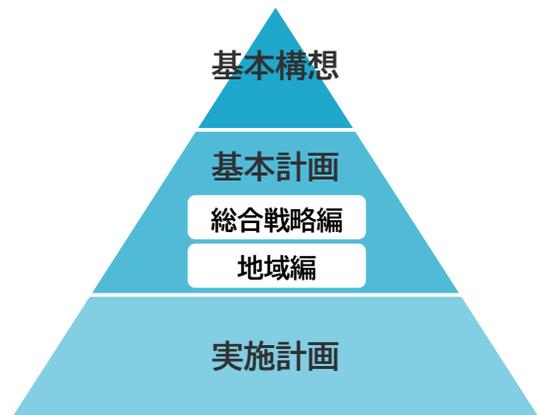
実施計画は、基本計画に基づく個別の事業を定めるもので、計画期間は3年。
将来の財政状況の見通しと整合を図りつつ、期間中に取り組む事業を位置づけ、社会経済状況の変化を踏まえ、毎年度改訂を行います。対象事業は、事業費1,000万円以上のハード事業を中心に整理します。

(総合戦略編) 令和8年3月策定予定

基本構想及び基本計画を踏まえた上で、地方創生の実現に向けた目標や方向性などを定めるものです。
計画期間は5年。

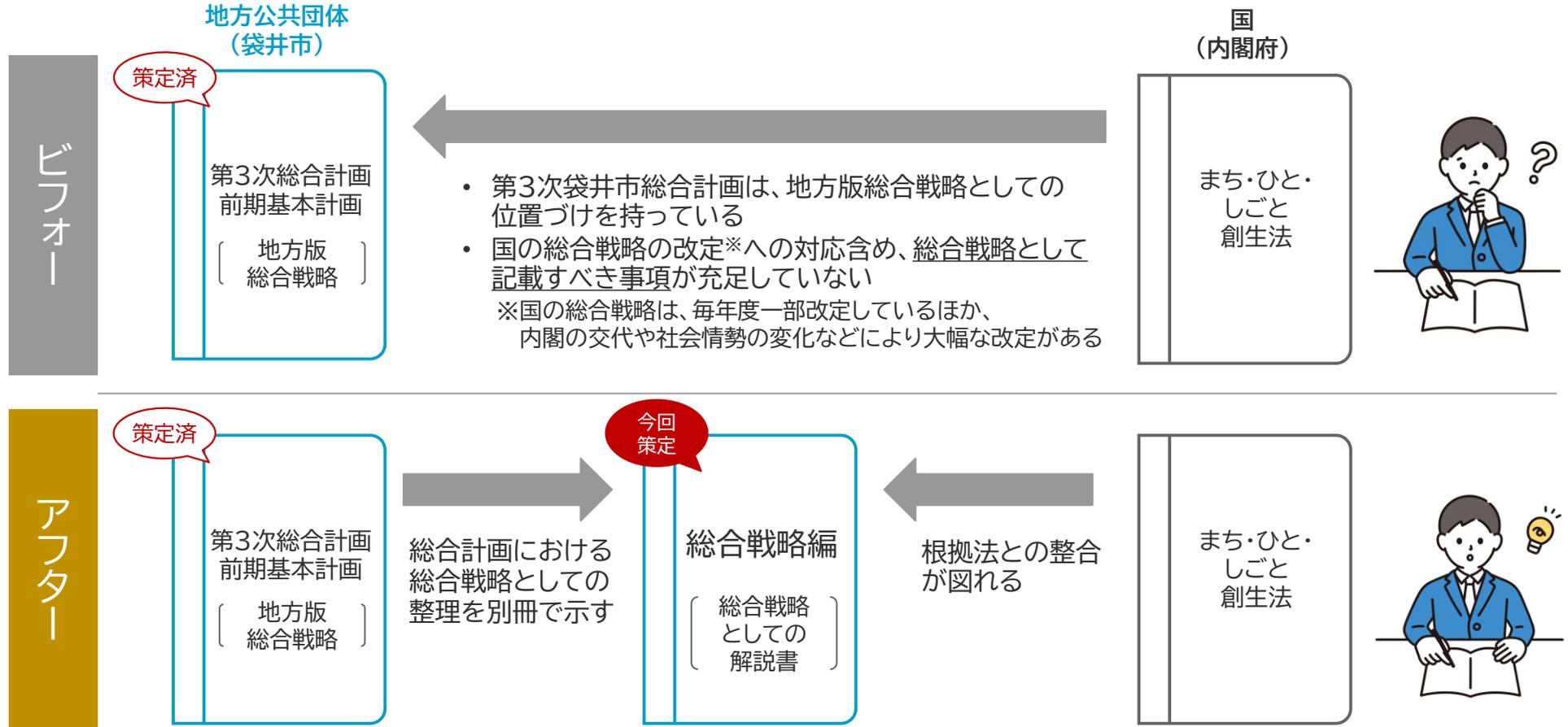
(地域編) 令和8年3月策定予定

基本構想及び基本計画を踏まえて、コミセン単位を基本に現状や課題、目指すまちの姿などを示すとともに、地域の特性やまちづくり協議会との取り組みを活かした地域づくりの方向性を定めるもの。計画期間は10年。



なぜ総合戦略編を作成するか①

- 第3次袋井市総合計画は、地方版総合戦略としての位置づけを有しているものの、**総合戦略として定めるべき事項が充足していません。**
- 総合戦略としての整理を示した「**総合戦略編**」を別冊として策定することで、国の制度変更にも柔軟に対応することができます。



【ポイント！】

別冊とすることで、国の動向に柔軟に対応できる(市町は国の戦略の方向性を勘案する必要があるが、政権とともに方針が変わりやすい)。

(参考)まち・ひと・しごと創生法

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)【抄】

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

国の戦略を勘案する必要あり

第十条 **市町村**(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、**まち・ひと・しごと創生総合戦略**(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を**勘案して**、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を**定めるよう努めなければならない。**

努力義務

一号から三号の要素を整えないと総合戦略と「認定」されない

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね**次に掲げる事項について定めるものとする。**

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する**目標**

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する**基本的方向**

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、**市町村が講ずべき施策**を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

なぜ総合戦略編を作成するか②

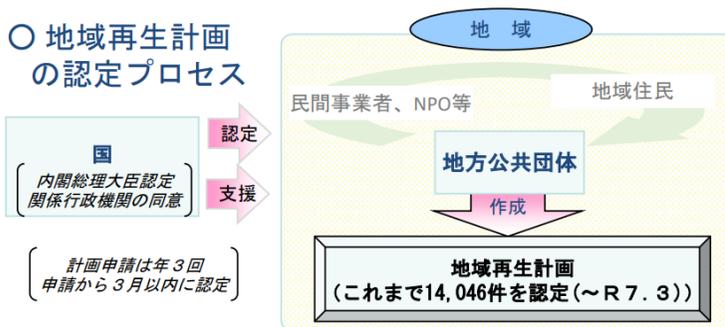
- 地方公共団体は、「**地域再生計画**」の認定を受けることで国から**支援措置**を受けることができます。
- 「地域再生計画」の認定を受けるためには、地方版総合戦略(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)が策定されている必要があります。

地域再生制度の概要

○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を載せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針** (閣議決定) への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



- 平成17年の法制定以降、**9度の法改正**(H19,20,24,26,27,28,30,R1,6)により、支援措置メニューを充実
- 特に、平成26年からの**地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進

主な支援措置メニュー

- ① **新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)** (R6創設)
(注) デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ)(R4創設)等を新たに位置付けたもの。
(注) R6改正で、民間事業者が公共的施設等の整備を行う場合についても、地方公共団体が第2世代交付金を活用し補助する場合には、地方負担分を地方債の起債対象とすることとした。
- ② **企業版ふるさと納税**(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業) (H28創設)
- ③ **地域再生支援利子補給金** (H20創設)
- ④ **企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等**
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業) (H27創設、H30改正、R6改正)
- ⑤ **地域再生エリアマネジメント負担金**
(地域来訪者等利便増進活動計画) (H30創設)
- ⑥ **商店街活性化促進事業** (H30創設)
- ⑦ 「**小さな拠点**」の形成に係る**手続・課税の特例**
(地域再生土地利用計画) (H27創設)(小さな拠点税制) (H28創設、H30改正)
- ⑧ **生涯活躍のまち形成事業** (H28創設)
- ⑨ **地域住宅団地再生事業** (R1創設、R6改正)
- ⑩ **既存住宅活用農村地域等移住促進事業** (R1創設)
- ⑪ **民間資金等活用公共施設等整備事業**
(民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例) (R1創設)
- ⑫ **補助対象施設の有効活用**
(財産処分制限に係る承認手続の特例) (H17創設)

等

(参考)地域再生法

地域再生法(平成17年法律第24号)【抄】

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、**地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組**による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を**総合的かつ効果的に推進するため**、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた**地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置**について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

地域再生計画に基づく事業に対し、特別な措置を受けることができる

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画(以下「地域再生計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域再生計画の区域

二 地域再生を図るために行う事業に関する事項

三 計画期間

3 【略】

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

総合戦略に定められた事業しか申請できない

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する**市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略**(次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)に**同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業**であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業(ロに掲げるものを除く。)であって次に掲げるもの

(1)～(5) 【略】

ロ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの

(1)～(3) 【略】

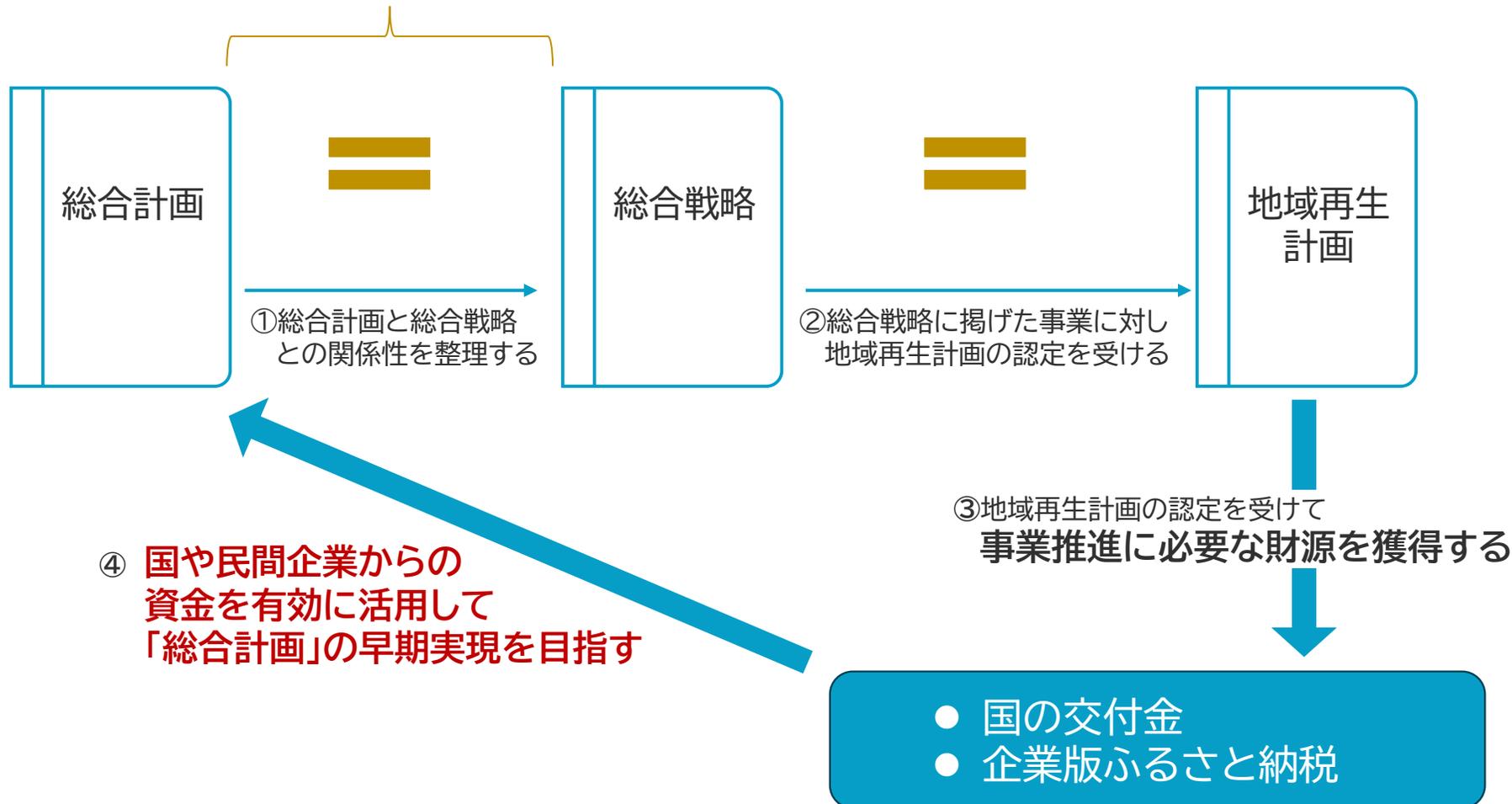
二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は**市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業**であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の三において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項

つまり、「総合戦略編」を作ることがしたい

【今回策定する総合戦略の方針】

総合計画に掲げた全ての事業に対して、国の支援制度や企業版ふるさと納税が活用できるようにする

国が定めた戦略との関係性を整理するのが「総合戦略編」
国の認定を得るための補足資料



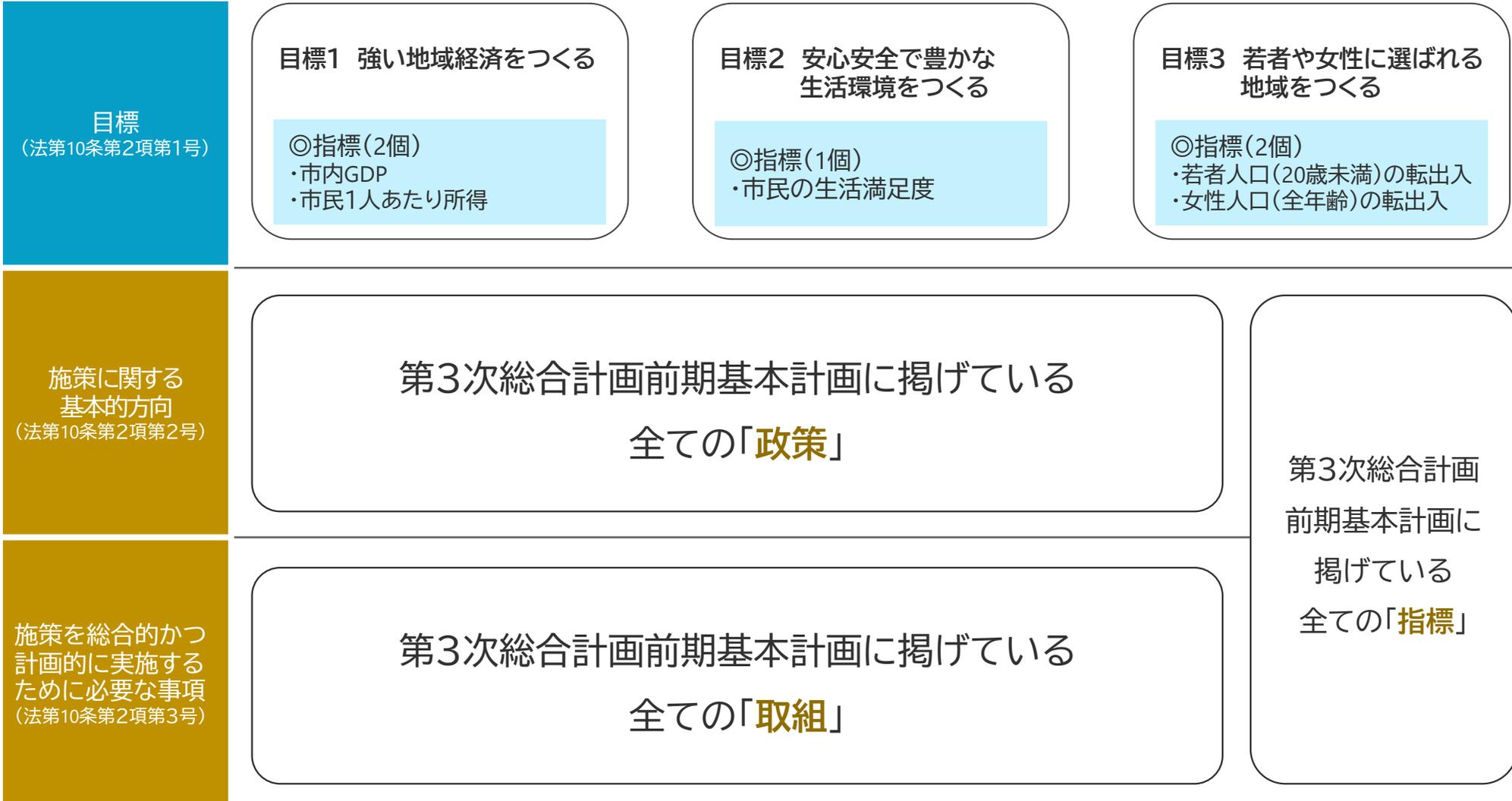
1.総合戦略編の意義、目的

2.総合戦略編の概要

3.appendix

総合戦略編の構成

- 総合戦略編では、国の総合戦略を踏まえた3つの「目標」を定めています。
- 「基本的方向」など目標以外の事項は、「第3次袋井市総合計画 前期基本計画」にて示すこととします。



第3次袋井市総合計画前期基本計画と地方創生の目標との整理

● 地方創生の3つ目標と第3次袋井市総合計画 前期基本計画との関係性については、以下の表のとおりです。

第3次袋井市総合計画 前期基本計画	まち・ひと・しごと創生に関する目標		
政策	【目標1】 強い地域経済をつくる	【目標2】 安心安全で豊かな生活環境をつくる	【目標3】 若者や女性に選ばれる地域をつくる
政策1 こども家庭		○	
政策2 教育			○
政策3 健康・福祉		○	
政策4 都市・環境		○	
政策5 建設保全		○	
政策6 産業経済	○		
政策7 文化・観光・スポーツ			○
政策8 市民生活			○
政策9 危機管理		○	

総合戦略編のロジックモデル

インパクト (最終アウトカム)

目標1 強い地域経済をつくる

- ◎指標(2個)
- ・市内GDP
- ・市民1人あたり所得

目標2 安心安全で豊かな生活環境をつくる

- ◎指標(1個)
- ・市民の生活満足度

目標3 若者や女性に選ばれる地域をつくる

- ◎指標(2個)
- ・若者人口(20歳未満)の転出入
- ・女性人口(全年齢)の転出入

中間アウトカム

基本的方向(1政策)

稼ぐチカラの向上による活力みなぎるまちを目指します

- ◎指標(3個)
- ・「産業に活力があって持続的に発展し続けるまち」だと思ふ市民の割合 等

基本的方向(5政策)

安心して子どもを産み育てられるまちを目指します 等

- ◎指標(15個)
- ・「安心して子どもを産み育てることができるまち」だと思ふ市民の割合 等

基本的方向(3政策)

学び合い成長できるまちを目指します 等

- ◎指標(9個)
- ・「心ゆたかでたくましい若者が育つまち」だと思ふ市民の割合 等

初期アウトカム

具体的な施策(3取組)

産業の新たな展開の推進 等

- ◎指標(11個)
- ・製造品出荷額等(従業員4人以上) 等

具体的な施策(14取組)

出産前からの切れ目のない支援 等

- ◎指標(47個)
- ・子ども相談窓口の認知率 等

具体的な施策(7取組)

未来に輝く子どもたちの育成 等

- ◎指標(29個)
- ・「将来の夢や目標を持っている」と答える児童生徒の割合(小6・中3) 等

1.総合戦略編の意義、目的

2.総合戦略編の概要

3.appendix

次期総合戦略と総合計画の一体化について

- **総合計画**は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する市の最上位計画です。
- 一方、**総合戦略**は、人口減少克服と地域経済の活性化など地方創生に特化した、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画です。
- 本市はこれまで、それぞれの役割の違いから別に計画を策定して進行管理を行ってきましたが、施策や指標の重複など課題もありました。
- 一体化しつつその関係性を明確にすることで、一貫した事業の推進や進捗管理の効率化が期待できるため、**第3次袋井市総合計画**は、次期「**総合戦略**」を包含する計画として策定しました。

総合計画



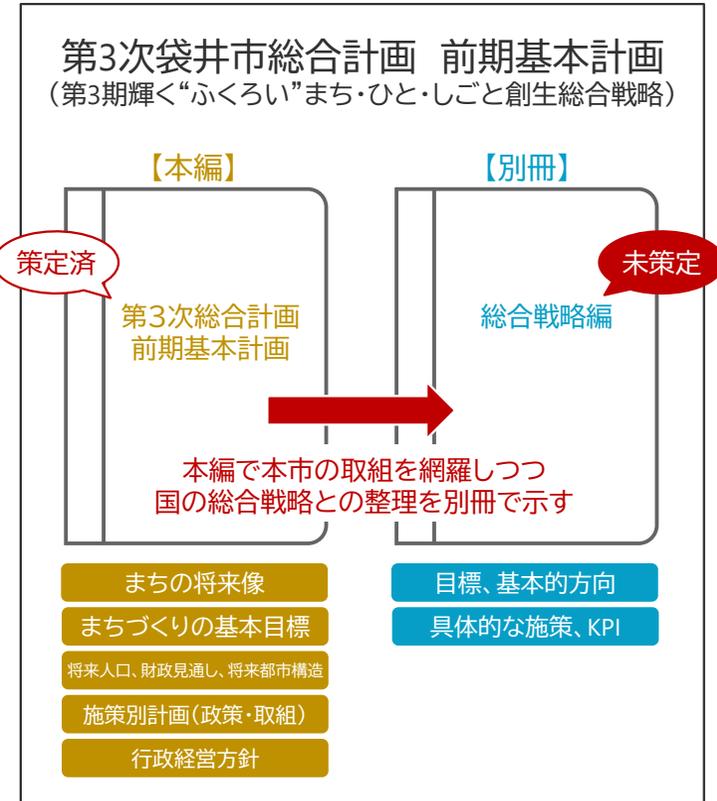
計画名	第2次袋井市総合計画 後期基本計画
計画期間	令和3年度～令和7年度
目的	本市の行政運営の指針であり、 最上位計画となるもの
根拠	袋井市日本一健康文化都市条例 (平成28年3月31日条例第5号)



総合戦略

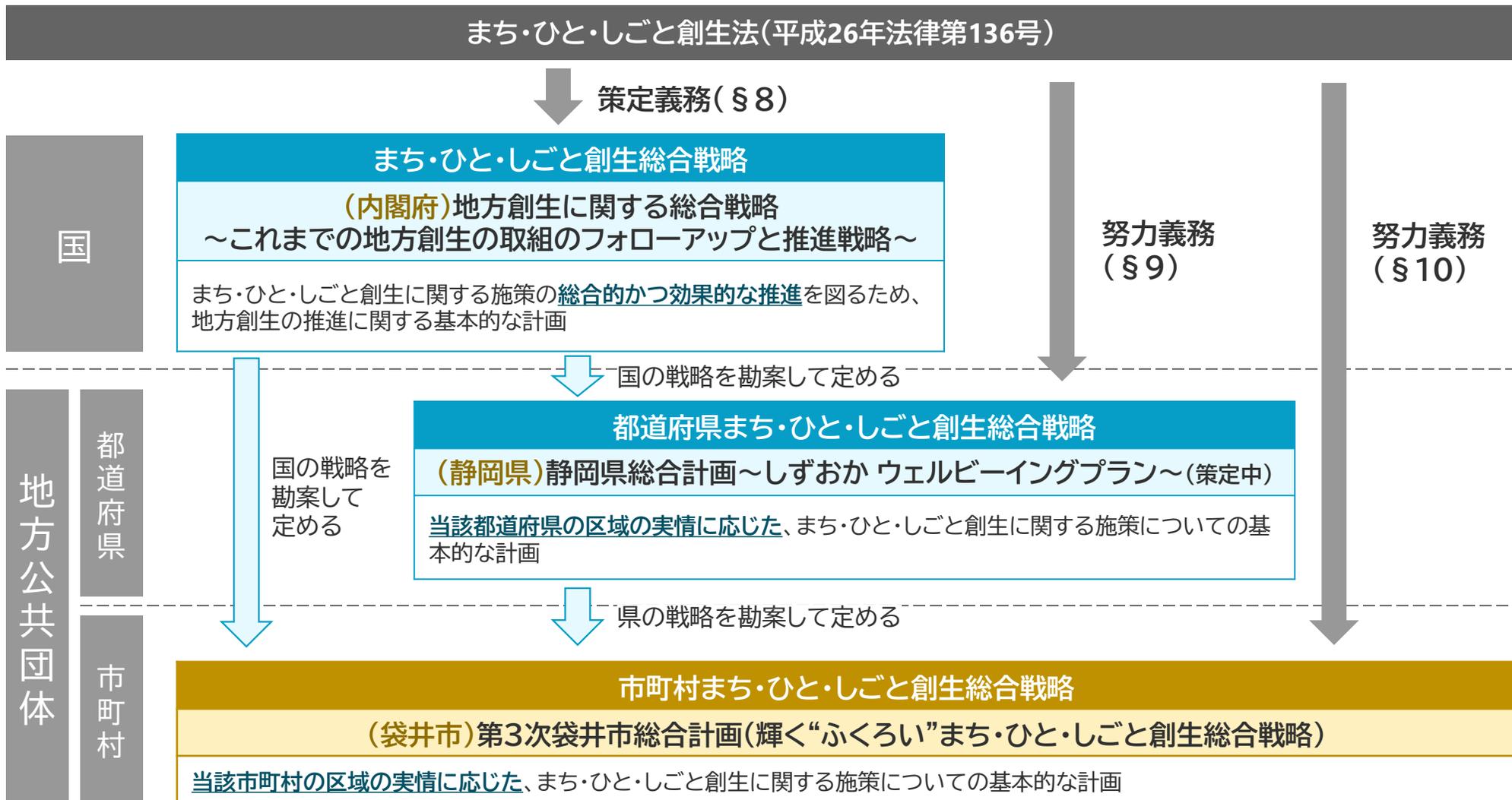


計画名	第2期 輝く“ふうろい” まち・ひと・しごと創生総合戦略
計画期間	令和2年度～令和6年度 (令和7年度まで1年延長)
目的	人口減少克服や地域経済の活性化など地方創生を目指すもの
根拠	まち・ひと・しごと創生法(平成26 年法律第136号)



「総合戦略」に関する法的位置付けについて

市町村は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国及び都道府県の総合戦略を勘案したそれぞれの総合戦略を策定することとされています。



地方創生2.0基本構想 (令和7年6月13日閣議決定)

国は地方創生をめぐる社会情勢の変化や、これまでの地方創生10年の成果と反省を踏まえ令和7年6月に、より実効性の高い施策へシフトするための「地方創生2.0」を閣議決定しました。

令和7年6月13日
閣議決定

「地方創生2.0基本構想」(概要)

【地方創生をめぐる現状認識】

1.人口・東京一極集中の状況

2.地域経済の状況

3.地方創生をめぐる社会情勢の変化

○厳しさ
・地方の人手不足の一層の進行 ・若者や女性の地方離れ など

○追い風
・インバウンドの増加 ・リモートワークの普及 ・AI・デジタルなどの急速な進化・発展 など

4.これまでの地方創生10年の成果と反省

○成果
・人口減少問題への対処開始、地方移住への関心の高まり など

○反省
・人口減少を受け止めた上での対応、若者や女性の流出要因へのリーチ、国と地方の役割の検討(人手不足と東京への集中)、地域のステークホルダーが一体となった取組の不足 など

【地方創生2.0の起動】

1. 目指す姿

＝「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る

①「強い」経済	②「豊かな」生活環境	③「新しい日本・楽しい日本」
・ 自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込み、強い地方経済を創出	・ 生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、地方に新たな魅力と活力を創出	・ 若者や女性にも選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人一人が幸せを実感できる地方を創出

就業者1人当たり年間付加価値労働生産性を東京圏と同水準に
など3つの目標

地域の買物環境の維持・向上を図る市町村の割合を10割に
など5つの目標

魅力的な環境整備により、地方への若者の流れを2倍に
など3つの目標

関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出

AIやデジタルを活用し、地域課題の解決を図る市町村の割合を10割に
など3つの目標

目指す姿を定量的に提示

地方創生に関する総合戦略

～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～(令和7年12月23日閣議決定)の全体像

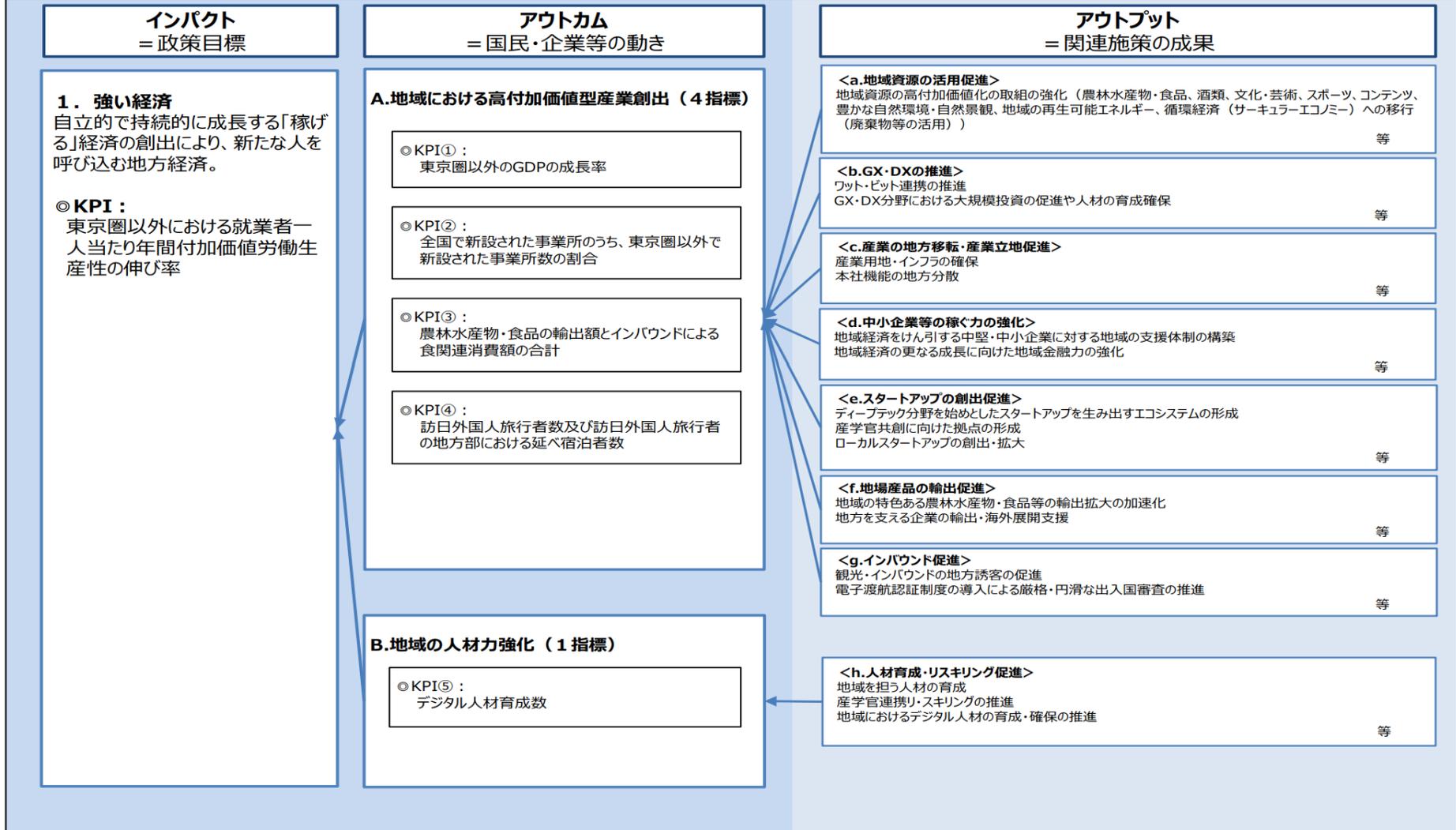
国は「地方創生2.0基本構想」を踏まえ、具体的な事業やKPIを整理した新たな総合戦略を令和7年12月に閣議決定しました。

<p>目標 (法第8条第2項第1号)</p>	<p>地方創生2.0基本構想 第3章「1. 目指す姿」</p> <p>「強い」経済 「豊かな」生活環境 「新しい日本・楽しい日本」</p>																			
<p>施策に関する基本的方向 (法第8条第2項第2号)</p>	<p>地方創生2.0基本構想 第3章「2. 地方創生 2.0 の基本姿勢・視点」、「3. 政策の5本柱」及び「4. 各主体が果たす役割」</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 432 499 558">基本姿勢・視点</td> <td data-bbox="499 432 762 558">人口減少を正面から受け止めた上での施策展開</td> <td data-bbox="762 432 1025 558">若者や女性にも選ばれる地域づくり</td> <td data-bbox="1025 432 1288 558">異なる要素の連携と「新結合」</td> <td data-bbox="1288 432 1551 558">AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装</td> <td data-bbox="1551 432 1815 558">都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進</td> <td data-bbox="1815 432 2030 558">好事例の普遍化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 572 499 706">政策の5本柱</td> <td data-bbox="499 572 810 706">安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生</td> <td data-bbox="810 572 1120 706">稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生</td> <td data-bbox="1120 572 1431 706">人や企業の地方分散</td> <td data-bbox="1431 572 1742 706">新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用</td> <td data-bbox="1742 572 2030 706">広域リージョン連携</td> <td></td> </tr> </table>						基本姿勢・視点	人口減少を正面から受け止めた上での施策展開	若者や女性にも選ばれる地域づくり	異なる要素の連携と「新結合」	AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装	都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進	好事例の普遍化	政策の5本柱	安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生	稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生	人や企業の地方分散	新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用	広域リージョン連携	
基本姿勢・視点	人口減少を正面から受け止めた上での施策展開	若者や女性にも選ばれる地域づくり	異なる要素の連携と「新結合」	AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装	都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進	好事例の普遍化														
政策の5本柱	安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生	稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生	人や企業の地方分散	新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用	広域リージョン連携															

<p>地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～ 第3章</p>						
<p>施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 (法第8条第2項第3号)</p>	インパクト (政策目標)	<p>1. 強い経済 自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込む地方経済。</p> <p>KPI: 東京圏以外における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性の伸び率</p>	<p>2. 豊かな生活環境 生きがいをもって働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、魅力と活力を創出する地方の生活環境。</p> <p>KPI: 生活インフラの質の維持や暮らしへの安心感により、地域での生活がこれから良くなっていくと思う人の割合</p>	<p>3. 選ばれる地方 強い経済と豊かな生活環境の基盤の上に創り出される、若者や女性にも選ばれ、一人一人が幸せを実感でき、自己実現を図っていくことができる活力ある地方。</p> <p>KPI: 東京圏以外で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の人数及び割合</p>		
	アウトカム (国民・企業等の動き)	<p>2項目 5指標 (地域における高付加価値型産業創出 ほか)</p>	<p>2項目 4指標 (持続可能な生活インフラの実現 ほか)</p>	<p>1項目 3指標 (魅力が感じられる地方の実現 ほか)</p>		
	アウトプット (関連施策の成果)	<p>132項目 24指標 (地域資源の活用促進 ほか)</p>	<p>118項目 13指標 (公共交通の維持 ほか)</p>	<p>62項目 7指標 (多様性に富んだ地方の実現 ほか)</p>		

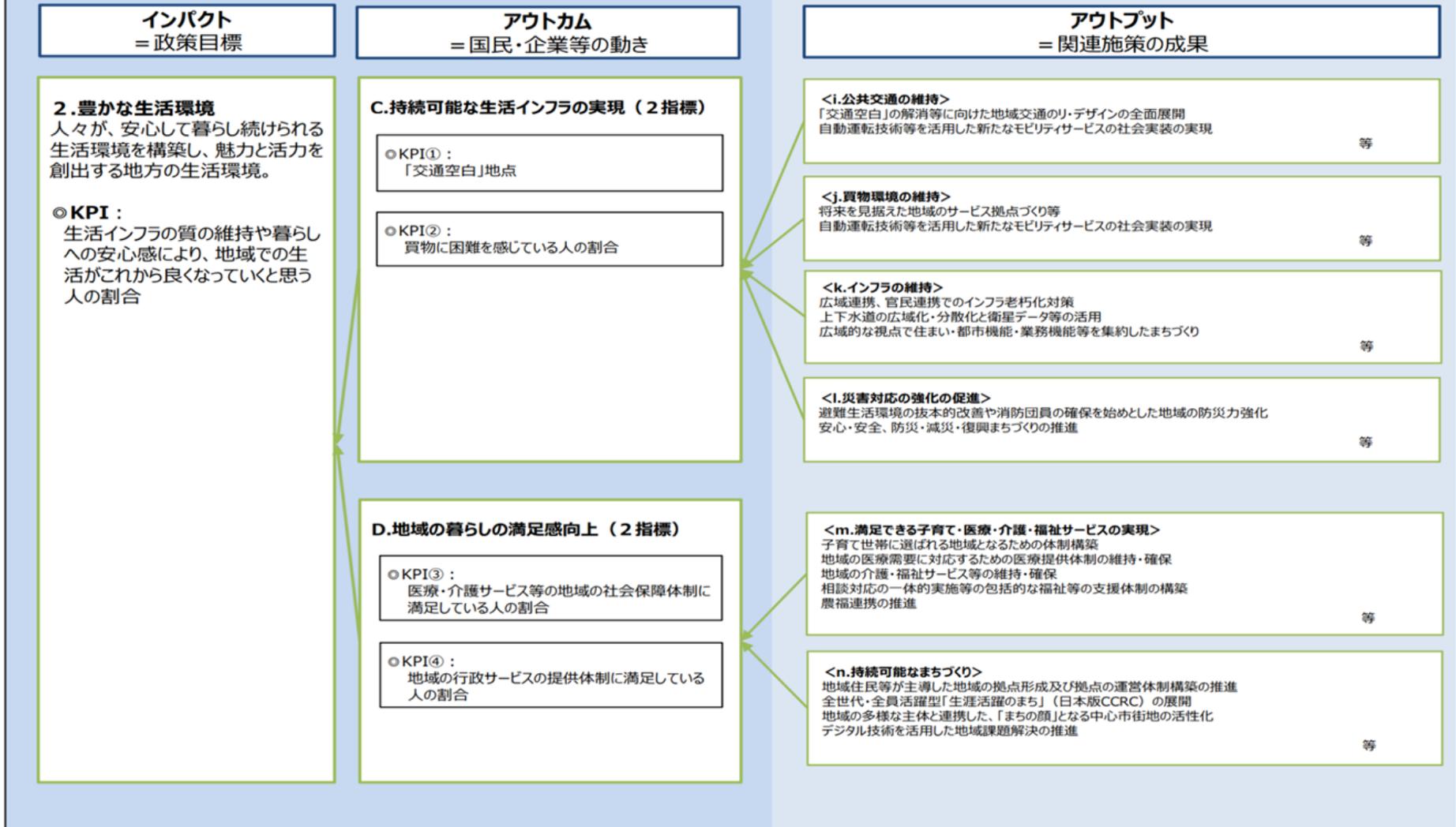
新たな国の総合戦略におけるKPI、施策の概要(①強い経済)

ロジックモデル (1. 強い経済)



新たな国の総合戦略におけるKPI、施策の概要(②豊かな生活環境)

ロジックモデル (2. 豊かな生活環境)



新たな国の総合戦略におけるKPI、施策の概要(③選ばれる地方)

ロジックモデル (3. 選ばれる地方)

インパクト
= 政策目標

3. 選ばれる地方

強い経済と豊かな生活環境の基盤の上に創り出される、若者や女性にも選ばれ、一人一人が幸せを実感でき、自己実現を図っていくことができる活力ある地方。

◎ KPI :

東京圏以外で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の人数及び割合

アウトカム
= 国民・企業等の動き

E. 魅力が感じられる地方の実現 (3 指標)

◎ KPI① :
東京圏以外において、自分らしく過ごしていると思う人の割合

◎ KPI② :
東京圏以外において、地域や職場で若者や女性の意見が尊重されていると思う人の割合

◎ KPI③ :
関係人口の濃淡別実人数

アウトプット
= 関連施策の成果

<o. 多様性に富んだ地方の実現>

地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革への取組推進
アンコンシャス・バイアスを含む意識改革への教育
地域の男女共同参画社会における女性活躍の推進支援
多様な人材が活躍できる機会の創出

等

<p. 教育環境整備の推進>

地方における高等教育の充実
学校と地域が連携した教育、人づくりの推進

等

<q. 都市と地方の共生の実現>

関係人口の量的拡大・質的向上
地域おこし協力隊等、地域の担い手支援
若者や女性の地域交流促進
プロフェッショナル人材事業等、都市部人材の地方での活躍推進

等

<r. 地方への移住推進>

地方移住の更なる促進

等

